

www.shiroikumo.jp



対談 生田智子×伊藤茂昭 「仕事、家族、そして将来のこと」

私のアドバイス 転ばぬ先の杖 遺言のすすめ



2007年6月 綱町三井倶楽部にて 撮影: 唐川敬司

皆様、お元気ですか。2007年8月 白い雲54号をお届けします。

今回の記事のトップは、女優の生田智子さんとの対談とさせていただきました。

生田さんのご主人はサッカーJリーグ・ジュビロ磐田の中山雅史選手。

まだ小さなお子さんがいますが、女優、主婦、子育てと

三役をこなし、忙しい日々を送っておられます。

今回、この対談が実現したのは、私のライフワークともいうべき趣味の宝塚がきっかけです。

私が懇意の宝塚歌劇団の生徒さんと一緒に、生田さんご夫妻とお食事を

ご一緒する機会に恵まれました。そのときのご縁で、ではとあいなった次第です。

家族・人生の幸せを一緒に考えながら、

今回の皆様へのメッセージ「遺言のすすめ」につなげたいと思います。

伊藤 茂昭

「風と共に去りぬ」が初舞台

伊藤:こんにちは。お久しぶりです。 お忙しいところ、 出向いていただいて。

生田:今日はもともと東京でお仕事でしたので。ここはすばらしいところですね。お庭も、建物の雰囲気もとっても素敵。映画の撮影場所にも使えそうですね。

伊藤:そうですね。入り口右の階段(今号の表紙の撮影に使っています)は、結婚式で新郎新婦が手を取りながら下りて来るんですね。私も結婚式に招待されて迎えたことがあります。

生田:「風と共に去りぬ」の撮影にも使えそうな場所ですね。

伊藤:「風とも」といえば宝塚でも定番の代表作。 今年5月にサンフランシスコに行きましたが、その 映画の撮影場所となったフェアモントホテルに泊 まってきました。

生田:「風とも」は、私も出演してるんですよ。

伊藤:大地真央さんと松平健さんの?

生田:そうです。大学生になったばかりの頃です。 伊藤:私は、大地真央作品は、彼女の宝塚退団 後もかなり観ました。プリンセスモリー、十二夜、サ ウンド・オブ・ミュージック、カルメン、など。だからも ちろん「風とも」も観ています。

生田:私が演じたのはスカーレットの妹の、スエレン・オハラ役でした。

伊藤:では、樫の木屋敷の場面なんかはされいなお洋服を着て出ていたのですね。そのときは誰か

知らなかったわけですから、記憶はないのですが、 今からタイムスリップしてもう一度観れるならば観 てみたいですね。ご主人ともまだ知り合っていな い頃?

生田:そうです。私も若いですね。

伊藤:最近は、お仕事忙しいですよね。生田さんが吹き替えをされたNHKの韓国ドラマ「宮廷女官チャングムの誓い」は大ヒットでしたが、姿も見たいとファンには言われるでしょう。

生田:関西では「ちちんぷいぷい」という番組があって、セミレギュラー出演しています。

多忙な職業、家庭も大切

生田:忙しいといえば、伊藤さんも、弁護士というお仕事でお忙しいでしょう。

伊藤:そうですね。本業と弁護士会の仕事と、それに一番好きな宝塚(笑)。

生田:でも、忙しいからこそ、息抜きは大切ですよね。 伊藤:この「白い雲」の発行も、今はもう趣味の 分野ですね。だいたい本業5割、弁護士会やそれ に関連する公務などが4割、残りの時間は宝塚。 というところかな。

生田:家庭の方はどうですか。

伊藤:子供が男の子が3人。一番下の子が高校3年なので家内はまだ大変です。でも最近はできるだけ宝塚も一緒に観たり、関西にも一緒に行ったりします。お食事会も一緒にね。今日も私に付

いいのではという感じがします。 生田世の中もう少しゆとりがあった方が皆さんが明るくなるのに役立てれば。











裏側への遠征のときに、顔にスパイクが当たって 手術というときは本当にびっくりしましたね。よく 回復したと思います。それからも怪我はしょっちゅう。 それでも向かっていく性格は変わりませんから、私 から見ても本当に強い性格だと思います。

伊藤:そういえば、あのとき宝塚の生徒さんと一緒 にジュビロ磐田の試合を観に行こうということに なりました。

生田:早く観ていただかないと引退してしまいますよ(笑)。

伊藤:中山さんにも是非あと数年がんばってほしいですね。あの気力は若い人にも見習ってほしい。 磐田への観戦ツアーは生徒さんも私も忙しくなかなか実現していませんが、家内は私よりサッカー好きで、どうしても今年の夏にはといって今、日程調整中です。そのときにはまたお世話になります。生田:どうぞ。ご連絡ください。

き添って。

生田:いいですね。

伊藤:昨年、ご主人とご一緒させていただいたとき は、お子さんの話に目を細めてた。

生田:そうですね。子煩悩で、すごくかわいがっています。遠征もありますし、やはり子供がいると気持ちの支えというようなことがあると思います。

伊藤:今はシーズン中で大変ですね。 サッカーは ハードなスポーツだし、いつもボールとゴールに気 迫で向かっていくタイプだし、怪我なども心配でしょう。

生田:そうです。前にもお話ししましたが、地球の

転ばぬ先の杖 遺言のすすめ

伊藤:生田さんにも、私にも育ててくれた両親がいるし、また子供もいます。配偶者がいますし、またそれぞれご両親もいます。私は、家族がそれぞれ皆幸せになってほしい、そんな家族が単位になって、明るい地域、明るい世の中であってほしいと思いますが、最近はテレビの報道を見ても家族の悲惨な事件が多くて暗くなります。もっと思いやりのある社会、お互い親切にできる世の中であってほしいですね。

伊藤茂昭の

ちょっと行きたい倶楽部

綱町三井倶楽部

東京都港区三田2-3-7 TEL 03-3453-3011

URL http://www.tsunamachimitsuiclub.co.jp/写真提供:綱町三井倶楽部

ちょっと行きたい シリーズは、今回、生田智子さんとの対談に利用させていただいた網町三井倶楽部とさせていただきました。知人の結婚式や、弁護士会の会派のファミリーパーティなどで利用させていただいた経験からしても自信を持ってお勧めできる折り紙付きのスポットです。1913年、鹿鳴館の設計者として知られるコンドル氏の設計、第二次大戦後はマッカーサーが利用したという歴史の重さは、緑豊かな庭園を散策すると美しい景観と共にひしひしと伝わってきます。庭へと通ずる広い石造りの階段や、緑の木々を背景に吹き上げる噴水、生田さんが歩くと、それはそのまま映画のシーンです。また、日本屈指の洋館でのフランス料理も趣のあるものです。最後の女性のパティシエのデザートもまたランチのご婦人たちに喜ばれているとか。

御利用は紹介者が必要ですが、その折はご相談ください。

生田:何故?というような痛ましい事件が多いです ね。スポーツや文化、少しでも皆さんが、明るくな るのに役立てばと思いますが、世の中もう少しゆ とりがあった方がいいのではという感じがします。 家族の事件というと、どんなことがありますか。

伊藤:家族というと、もちろん多いのは、夫婦関係 と、相続ですね。どちらも夫婦、兄弟親子仲良くす るに越したことはないのですが、相続の方はある 程度、対策ということがありますね。

生田:相続対策?

伊藤:ええ。そのうちで一番は遺言だと思います。 生田さんご夫婦のように、お子さんが1人だと財 産が多くあってももめないのですが、お子さんが 複数いて、それぞれ親御さんとの関係が同居と別 居、扶養している・していない、職業を継ぐ・継が ない、など中には、母親が違うなどの関係があると、 対策は重要になりますね。

生田:今後、相続事件は増えるのでしょうか。

伊藤:間違いなく増えていきます。将来、老齢人 口が増えますし、相続については、信託銀行なども、 金融資産の管理などをてこに営業に力を入れて おります。お年寄りの財産管理の問題もあります し、安心して暮らせるようなお手伝いをしたいと思 います。

生田:そんなお話を私も伺いたいです。

伊藤:今回の「白い雲」で、相続と遺言について、 「遺言のすすめ」を書かせていただくことにしました。 それもまたよろしくお願いします。今日は本当にあ りがとうございました。

生田:ありがとうございました。





皆さんが安心して暮らせるような お手伝いをしていきたいと思います。 相 続事 事件は間 なく増えていきます。



プロフィール:いくた・ともこ

1967年東京生まれ。1983年、映画「ジェミニYとS」(東宝)でデビュー。1987年 「風と共に去りぬ」で初舞台。1995年「GIRLs TIME - 女子よ大志を抱け」な ど、数々のドラマや舞台、映画などで活躍。2005年には、映画「タッチ」(東宝) に初の母親役で出演。2006年「再会~横田めぐみさんの願い」(NTV)で、10 年ぶりにドラマ復帰した。現在は、「ちちんぷいぷい」(毎日放送)金曜セミレギュ ラー出演中などテレビの情報番組やラジオ、トークショーでも活躍。ファッション誌 「Mart」(光文社)で連載もしている。また、大ヒットした韓国ドラマ「宮廷女官チ ャングムの誓い (NHK)では、主役チャングムを演じるイ・ヨンエさんの吹き替え を担当。1996年、ジュビロ磐田の中山雅史選手と結婚。2004年、長女を出産。



本館外観



大食堂



2階サロン



転ばぬ先の杖

遺言のすすめ

弁護士 伊藤茂昭

相続争いは増加する

皆さんは今、日本でどの程度相続問 題が発生しているかご存知でしょうか。 現在1年間に亡くなる人は、昨年で約 107万人です。生まれる人も同じくらいで すが、昨年は生まれる人のほうが少なく なり、ついに日本も人口減少国になりました。 107万人死亡したのですから、同じ数の 相続が発生しています。そのうち財産や 負債がなければことさら相続の手続きは 問題にはなりません。一方、不動産や預 金のある人は名義の書き換えが必要で すが、その場合相続人全員の一致した 合意を示す書面を作成する必要があり ます。したがって、相続人の1人が他の 全員と意見が違ったりすると、名義の書 き換えの手続きがスムーズには進まなく なってしまいます。

昨年、家庭裁判所の相続の問題での相談件数は約10万件です。さらに、家庭裁判所への遺産分割調停の申立は全国で約1万2000件です。相続発生100件について1件強が、調停事件となっています。このほかに弁護士同士の交渉になっているケースや、調停まで行かないとしても、なかなか解決するのに時間がかかっているケースは多数あると考えられます。

100件に1件というのを多いと思うか少ないと思うかは、個人差があるでしょう。ところで、もともと新憲法のもとで昭和22年に新しい民法が施行され、子は長幼男女にかかわりなく平等に相続権があることになりました。しかし法律が変わっても人間の意識はそう簡単には変わるものではありません。長男相続の慣習は、地方の農村はもちろん都市部の商家などでも根強く残っていたと思います。それで争いも少なく昭和20年代は新制度になっても遺産分割調停は年間数百件という時代が続きました。

しかし、不動産が高騰した平成初期 から急激に増加し始めます。それは特に 都市部の土地保有層で遺産が高額化し、 一生働いて得る生涯賃金と遺産額との 乖離が進み、長男以外が、慣習的に放 棄することをよしとせず、法律に従って法 定相続分を求めるというケースが増えた と考えられます。言い換えれば、戦後の 民主教育を受けた人たちが、相続人とな り、法の予定する平等相続が進んだとも いえます。さらに、相続人の中心である 40代~50代は兄弟姉妹がまだ多く、数 が多ければ一般には分割も困難である という面もあると思います。今後、老齢化 が進みますし、年間に死亡する人数も増 加しますので、相続事件は間違いなく増

加することになるでしょう。

どんな場合が争いになりやすいか

たとえば平等相続の原則からしますと、 主要な相続財産である不動産が1つ、ほ かに金融資産はあまりない、子が何人か いて、その家に亡くなった親と1人の子が 家族と一緒に住んでいた、というようなケ ースで、仮に不動産が1億円としますと、 4人兄弟であれば、他の3人の不動産を 相続しない兄弟姉妹に2500万円ずつ 計7500万円支払いなさいということにな ります。この金額を支払えない場合、他 の相続人は売却して2500万円ずつ分 けましょうということになりますが、両親を 見てきたという同居していた子はなかな か納得できない。相続財産に居住して いる子と、そうでない子では、分割時に売 却するか否か、調整が難しい。また、小 売業とか医院とか、いろいろな家業があ りますが、その主要な財産を子の1人が 承継できるかどうかも平等相続からは困 難な場合が多いと思います。

さらに、実子と養子、嫡出子と非嫡出子、離婚した前妻の子と現在の配偶者との子など、立場の異なる兄弟姉妹は、もともと利害対立を内包している場合が比較的多いといえます。

また、子が1人なら一般には紛争になりようがありませんが、逆に子が1人もいないと、紛争になりやすいといえます。子がいないと、配偶者以外に 直系尊属、兄弟姉妹が相続人となりますが、配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合、紛争になるケースがあります。

兄弟姉妹にとっては、もともとその遺産が自分たちの親から相続したものであった場合は、配偶者に行くのは抵抗があるかもしれません。特に夫婦仲が悪かった場合などはいっそうそうでしょう。今お話ししたようなケースでは、皆さん、事前に遺言をしておくことが重要と思います。それが相続開始後の紛争を防ぐことにつながじます。

遺言はどんな方法で

遺言には、大きくは公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言とありますが、私は基本的に公正証書にすることを勧めます。実は、遺言は要式行為といって、正式な遺言と認められるためには非常に厳格な要件が定められています。そこで、死亡後、遺言が出てきて家庭裁判所で検認の手続きを経ても、自筆証書の場合は、遺言で不利益を受ける相続人から「遺言無効の訴え」など、訴訟が起こ

される場合があります。公正証書であれば、公証役場で公証人が2人の証人の立会いの下、遺言者の意思能力を確認して作成しますから、まず、無効で争われることはよほどのことがない限りありません。公証役場まで出向くことができない人には、公証人が出張して作成してくれます。



遺言では、相続人の誰にどの遺産を 渡すか、具体的に指示する遺言とするこ とを勧めます。さらに、子が相続人である 場合、すべての子に何らかの財産を相 続させることを心がけるべきです。子や 配偶者には遺留分という制度があって、 法定相続分の2分の1は遺言で指定さ れてなくても、最低限相続できる権利が あります。したがって、子が2人の場合 1人の子にすべてを相続させるという遺 言を書いてもそのまま実現されるとは限り ません。4分の1は遺留分ですから、何も もらえない相続人は遺留分減殺請求と いう手続きをとることになります。紛争予 防のつもりが、新たな紛争要因になって はあまり有益とはいえません。紛争予防 という観点からは、遺留分を保証した遺 言を作成すべきであるというのが私の基 本的な考えです。相続人が兄弟姉妹の

場合は、遺留分がないので、考慮する必要はありません。



さて、どのような遺言を作るかということは、相談していただければ、いつでも相談に応じます。そのためにはまず、相続財産の一覧表を作成すること、相続人の一覧表を作成することから始めます。その上でそれぞれの相続人に何を相続させるか、すべての事情を考慮して決めていきます。

うちの事務所は、大規模化してよく個 人の相続はやってくれますかなどと電話 で質問されることがあります。金融、渉外、 M&Aなど、最先端の経済事案を扱う一 方、私自身の担当としては、3つの柱があ りまして、多くの同僚とともに会社法一般 を取り扱うのはもちろんですが、個人的に は不動産取引・建築関係と相続・遺言を 取り扱っています。相続・遺言の分野では、 毎月、約10名の弁護士で研究会を組織し、 できるだけ幅広い相続問題に対応でき るよう体制を準備しています。相続人不 存在の場合の特別縁故者の問題や、任 意後見制度の利用、事業承継の検討な ども進めています。気軽にご相談いただ ければと思います。



第1回

江戸しぐさ

順次ご紹介していきたいと思います。 でもとない案内人ではありますが、江戸の文化や暮らしイキで豊かだったことはあまり知られていません。お江戸の人々の暮らしも私達の想像以上にお江戸のイキュの代表選手ですが、数年前から『浮世絵』の魅力に取り憑かれています。

<注>

"イキ"とは江戸時代(特に後期)の美的理念。主に上方で用いられた"粋(すい)"ではなく「意気」「息をする」「生きる」等からきた言葉で、「生き生きと行う」という意味が込められている。

<参考書籍>

『身につけよう! 江戸しくさ』越川禮子著 KKロングセラーズ 『「江戸しくさ」完全理解』越川禮子・林田明大著 三五館

江戸の商人達が磨きあげた 人付き合いのノウハウ

第1回目は"江戸しくさ"のお話。 ここ2、3年、公共広告機構のポスターやテレビCMで"こぶし腰浮かせ"(舟の乗客が、後から乗ってきた客の為にこぶし分だけ腰を浮かせて席を詰めるしくさ)や"傘かしげ"(雨や雪の日、互いに濡れないように傘を人のいない外側にすっと傾げてすれ違うしくさ)といった言葉を目にされた方も多いのでは?

そもそも江戸しぐさとは、江戸の商 人達が、町が安泰で商売が繁盛する ためには客とどのような関係を築けば 良いかと知恵を絞り、工夫を重ねて 磨きあげた人付き合いのノウハウを ベースにしたものです。そのため" 繁 盛しぐさ"とか" 商人しぐさ"とも呼ば れています。その後、商人道を超えて、 見よう見真似で江戸の人々に広く行 き渡り、親から子へ伝承されてきました。

肝心なのは、 その背後にある心構え

" 傘かしげ " や" こぶし腰浮かせ " が有名になった為、このようなパフォーマンス = 江戸しくさと理解されているようですが、これらは稚児しくさと言

って、幼少期に身につけておくべき江戸しくさの第一歩にしか過ぎません。単なるマナーではなく、肝心なのは、その背後にある心構えです。体を肥やすことよりも心を豊かにすべしという"お心肥"は江戸しくさの真髄とも言える言葉。足を踏まれた場合でも、とっさに避けられなかった自分のうかつさを恥じる"うかつあやまり"。初対面の人には年齢、職業、地位を聞かない"三脱の教え"。異なる意見も取り入れるのが"尊異論"。「でも」「だって」「そんなこと言っても」のような、相手を中に入れようとしない"戸閉め言葉"は禁句、等々。

共倒れしない為の知恵 "イキ"という共通の価値観

これら江戸しくさの根底にあるのは "共生"の思想です。世界一の百万 都市(人口密度は現代よりも過密だった)であった江戸。共生というよりは 共倒れしない為の知恵であったかも しれません。そして、大事なのは、こう したしくさが体に染みつきさっとスマートにできるのが"イキ"とされたこと です。"イキ"という共通の価値観を 有していたからこそ江戸しくさも浸透 していったのでしょう。

江戸しぐさは、江戸の町方の間で口伝えされてきた文化であり、文章化されていないために歴史書はもちろん、小説にさえ登場しません。いわば商売の極意を広めたくなかったこともありますが、文章化すると単なるマニュアルとしてしか受け止められなくなる恐れが大きかったからだとされます。人間関係を円滑にする知恵が満載のこの"江戸しぐさ"。私達現代人こそ、その形ではなくまさにその真髄を学ぶべきだと思われませんか?(もう形式マニュアル本を作った会社があったりして...)

ステージ レポート

すみれステージに ひまわりの 観たままトーク

宝塚の試み、その忘れ得ぬ感動を再ず明治の文豪の作品を題材に愛を描く



1 宝塚の劇団員のことは生徒といいますが、生徒の 皆さんには、芸名のほかにそれぞれ愛称があります。 文中 に出てくる愛称は以下のとおりです。

「みわっち」愛音羽麗(あいね・はれい)

「みとさん」梨花ますみ(りか・ますみ)花組副組長

「まっつ」未涼亜希(みすず・あき)

「みつる」華形ひかる(はながた・ひかる)

「 ちゃー 」白鳥かすが(しらとり・かすが)

2 この作品は宝塚パウホールという宝塚大劇場に 併設されている小劇場で公演された。パウホール公演に はいるいろな企画があるが、主役は各組の2番手、3番手 クラスが務めることが多く、トップスターへの登竜門。東京 では日本青年館などで上演されることも多いが、中には東 京公演の予定がない作品もあり、この「舞姫」がまさにそ うである。

宝塚花組公演

2007年6月16日~6月25日 宝塚バウホール公演

MAIHIME一舞姐

私が高校生のときに読んだ美文調の格調高い文章で綴られた森鷗外「舞姫」の記憶。それは美しい文章とは裏腹に、衝撃的な結末の記憶であった。実際そこにはいない子供のためにおむつを取り出す動作を単調に繰り返す「若き狂女」。自ら信じた愛が壊れていくとき、人間の精神もまた壊れていくという底知れない恐怖を感じた記憶は、「パラノイア」と「襁褓」というそのとき初めて知った二つ単語と共に私の脳裏に焼き付いていた。

舞姫の主人公の愛の苦悩と葛藤は もともと愛を至上のテーマとする宝塚 にふさわしい作品であったのかも知れ ない。しかし、それは成功したあとの納 得である。舞姫上演を聞いたときには、 その結末も含め主人公の内面をどう 舞台に載せるのか興味深かった。

さて舞台の幕が降りた時、感動のあまり私は席を立つことができない。しばらくして我に返って現実に戻りつつ、「みわっち、やったね。みとさん。まっつも、みつるも、ちゃーもすごいぞ。(1)みんな一つにまとまって。これは甲子園の優勝チームだ。監督は植田景子だ」と心の中で叫びつつ動けない。こんな新鮮な感動を覚えた作品は久方ぶりと言って良い。

鷗外の一つ一つの短い文は主人公の内面をえくりながら、風景を叙述するが如く客観性を備えている。ことさら時代背景を記述しようとしない。しかしそれは紛れもなく、欧米列強に肩を並べんとする明治の日本である。

演出家植田景子は、太田豊太郎を 今一度、100年後のこの時代から見 つめ直し、その歴史、日本民族の中に おき、もう一度現代の舞台に再生した。 この熱意と求心力が、出演者を動かしたのだろうか。愛音羽麗主演となれば、本人にとっては大挑戦である。彼女はそれを乗り切った。エリスを演じた野々すみ花、彼女の最近の演技には定評がある。官長黒沢の白鳥かすが、こんな役をこんな風にできたのか。ただ驚愕。そして、新境地に挑む日本人として奮闘する画家芳次郎の華形ひかる。

登場人物すべてが持ち場をこなし、無駄のないせりふで舞台が進行していく。植田演出は、豊太郎を大日本帝国憲法の起草者とし祖国愛をより一層高い段階で演出する。個人の尊重と対立する古い日本の倫理観に支えられた家族愛、その極致である母の自害。芳次郎にスープを拒否し「おかゆ」を所望させ、望郷の念をより高次で演出することにより、豊太郎の葛藤をより美しくもり立てる。極めつけが最後の「襁褓」を「舞扇」に変えたこと。狂っても美しい。妖しいまでに美しい、これが宝塚の美の極致。すべて納得。

これは久々の会心作である。明治の文豪が生んだ作品を題材に、宝塚の愛をテーマに描く、その試みの大成功に、30年宝塚を観てきたファンの一人として大賛辞を送りたい。

舞台は出演者の単純総和ではない。 観るものに感動を与えるもっとも大きな 要素は、カンパニーを構成するすべて の出演者、演出家がそのベクトルを一 つにして舞台を仕上げていくその力で ある。そんなことに思い至った舞台、そ れが「舞姫」である。願わくはこのチー ムで上京(2)することを切に切に望む。

> すみれ・ひまわりの会会長 シゲニー・イートン





_{伊藤茂昭} 今年の活動

昨年4月より、弁護士会の常勤職より開放され、この 1年は事務所業務に多くの時間を割いてまいりました。お 受けした事件については、他の担当弁護士の協力を得な がら、方針を決定する最初の相談や会議にはできるだけ 立ち会うことを心がけ、他の弁護士の担当事件も夜遅くと もできるだけ目を通しています。事務所も今年10月にはも う少しで弁護士100人に届く規模になりますが、それはまた それで大変なことで、事務所経営についても業務執行パートナーとして一定の時間を割いております。

一方、日本弁護士政治連盟の幹事長に就任し、地方回りも多くなってきました。 秋からも週末の出張が増えます。 昨年からの日弁連の業務改革委員長としての委員会業務、業務改革シンポジウム実行委員長としてのシンポの準備も多忙な原因です。

こんな中で、それぞれの活動をこなしていくことができるようになったのには、パソコンの力が大きいですね。この6月、事務所のパソコンとは別に、自宅に事務所とだけ連動した新しいパソコンを備え、ノートパソコンも新しいものにしました(これは5月サンフランシスコでハード自身を壊してしまったことが契機ではありますが)。

このまだ使い慣れたとはいえぬPCをあらゆる出張に持参し、会議や懇親会の終了後、PCを開き事務所からのメール、依頼者と担当弁護士のやりとりのメール、会派や委員会のMLのやりとり、これらを読みながら、迷惑メールを削除し、必要なReだけは返信する。こんな作業を毎日繰り返しています。深夜すぐ1時間や2時間経過しますが、何とか業務・会務をこなしていくための必須の道具になってしまいました。これにさらに事務所に入った電話や伝言が秘書から私の携帯メールに電話番号と共に入信されワンタッチで架電できるようにしてあります。

ITに使われる毎日と思われる方もおられると思いますが、 合間に宝塚を観、そのデータもPCや携帯メールで電車の 中でも取得する、余暇の利用にも役立てています。

そんな中、今年の6月からコープ東京の監事をお引き受けすることになり、生協法や食の安全の勉強もしております。 あとは上場会社の社外監査役も含め引き続きの活動です。

いろいろな場面でお会いする皆様がた、どうぞよろしくお願いします。

弁護士会関係の活動

日本弁護士連合会

- ·弁護士業務改革委員会委員長
- ・弁護士業務改革シンポジウム実行委員長
- ・弁護士業務総合推進センター副本部長

弁護士業務関係の活動を、昨年に引き続き行っています。 任期2年目に入り、今年は、私なりの課題を設定し、実現に向けて動きたいと思っております。

業務改革シンボジウムは、今年10月5日札幌市で行われます。 第一分科会は中小事務所の経営問題(新人の採用をテーマのひとつとして)を扱います。第二分科会は、企業内弁護士や任期付き公務員など、弁護士の多面的な活動によるステップアップについて、第三分科会は地方自治と弁護士業務です。

日本弁護士政治連盟

6月、幹事長に就任しました。長年の間、副幹事長の1人として活動してきましたが、この6月、2期4年務められた久保井一匡前理事長の退任により、本林徹元日弁連会長が理事長に就任したのを受け、その下で幹事長を引き受けたものです。

いっそうの組織の強化を図ると共に、日弁連の政策実現のための国会、政党との協議・理解のための活動を推進したいと思います。

その他の活動

- ・中央大学法科大学院アドバイザリーボード
- ·財団法人東日本不動産流通機構監事
- ・不動産コンサルティング技能試験委員
- ·日本貿易機構契約審議会委員
- •中小企業基盤整備機構 事業承継協議会理事

(番外編)

まったくの趣味的活動 すみれを後援するひまわりの会 (略称:すみれひまわり)会長



Weblog白い雲 最近のエントリーから ピックアップ



本誌の兄弟版として、WEB版「白い雲」を開設しています。Weblogでは、私の日々の活動、劇評、その時々の思いなどを紹介しています。ぜひアクセスしてみてください。



www.shiroikumo.jp

8月3日

劇薬混入団すくらっち特別公演 「夏のバッキャロー!」

当事務所の中にも、女優さんがいる。 夏休みを利用して、舞台にたった。 なかなかのものである。

先日その舞台を観た。

「やすこ」役の「岡本弘実」。 ふだんはシティユーワのチームリーダーで しっかり仕事をこなしている人である。

6月6日

日本弁護士政治連盟の新体制発足 幹事長に就任しました。

電ヶ関弁護士会館内のクレオで、日本弁護士政治連盟役員披露宴を開催しました。…… 私は新たに6月からこの弁政連の幹事長に就任し、この2年間、皆様のために働くことになりました。難題山積の中、すべての国民が安心して司法サービスが受けられる健康で文化的な国家とするために微力を尽くしたいと思っています。この日は、多くの国会議員をお招きし、クレオでの披露パーティを開催させていただきました。

5月28日~6月1日

サンフランシスコ視察

日本弁護士連合会の業務改革シンポジウム 実行委員会の米国調査団長として、サンフランシスコの中小法律事務所の視察に行って 参りました。



5月16日

エリザベート ウィーン来日版

~新宿コマ劇場~

今回の宝塚雪組の「エリザベート」~愛と死の輪舞~再演は、1996年に、一路真輝、花總式)の雪組コンピで上演されて以来、星、宙、花、月の全組での公演を経ての六回目の公演である。……さて、この7月の水夏希と白羽ゆりの雪組上京に先立って、ウィーン劇場協会制作の「エリザベート」を新宿コマ劇場で観る機会があった。



5月10日~13日

ベトナムに行って来ました

12年ぶりのホーチミン

今回は、平成17年度の東京弁護士会の理事者の懇親・視察の旅行でしたが、日本ベトナム友好法律家協会の青山学会長が同行され、諸施設の見学も行うことが出来ました。



4月20日

札幌市長と面会~日弁連業務改革 シンポジウムの準備で札幌へ

札幌を訪問しました。今年10月5日(金)に札幌市で第15回弁護士業務改革シンポジウム

が開催されます。 メインテーマは「事 務所を! 私を! ステッ プアップ~新しい時 代の期待に応えて ~」です。



日弁連のパンフレット

4月14日

軟式野球チーム ホーリッツ

~ 惜しくも一回戦敗退~

事務所にホーリッツという野球チームがある。 千代田区の軟式野球連盟に所属し、今年は 昨年の5部から4部に昇格した。今年登録す るに当たって監督がいないので形式的でい いから「監督になってください。」とキャプテン に頼まれ引き受けることになった。

baseball







編集後記

昨年10月「白い雲」53号を発行したときは、54号を今年の5月から6月に発行したいと書いておりました。やや遅れましたが、8月に無事発行することができました。「白い雲」の発行は弁護士業務の広告宣伝というより、私と家内の共通の趣味である宝塚を中心とする、自費出版的共同作業という側面も強く、2人の年間行事の様相を呈してきております。それなりに大変ですが、それなりにこれ自体が趣味のように楽しいものです。もし、読者の方で投稿記事や広告掲載等の希望がおありであれば、ご連絡ください。どうぞお気軽にご意見をお寄せください。

伊藤茂昭·伊藤真理子

季刊「白い雲」通刊54号

URL http://www.shiroikumo.jp/ 2007年8月発行

発 行 人:伊藤茂昭編集 人:伊藤真理子

企 画:株式会社ウィスタリアート

制 作:株式会社創林社

デザイン: 齋藤睦夫(有限会社ステップス) 編集協力: 西田紀子(株式会社創林社)

印 刷:神谷印刷株式会社

~総合病院の受付にいる親切な医師~ それが、私、伊藤茂昭です。



お問合せ 直通電話 03-6212-5503(秘書が出ます) ご相談は E-mail shigeaki.itoh@city-yuwa.com

何か法律問題を抱え、相談したいとか、事案の処理を依頼 したいと考えたとき、私にご連絡ください。まず相談を聞いて、 方針を決めます。私があまり得意でない分野、たとえば金融分 野などは、事務所内で優秀な弁護士を紹介できます。M&Aや、 倒産分野、特許などもそうです。私自身が得意とする分野では、 私が直接担当する場合、弁護団を組織し直接指揮を執って 対応する場合もありますし、私が方針を決めて実務は若手弁 護士が担当する場合もあります。私は総合法律事務所の窓口 にいる親切な弁護士であり、総合病院の受付にいる親切な医 節、野球のチームのプレイングマネージャーと考えていただけれ ばわかりやすいと思います。いざというときはお電話ください。

私の得意分野……

<不動産分野>

不動産関連分野については、大手デヴェロッ パーや、日本最大のシェアを持つ大手不動産流 通会社や中堅会社等の顧問を務めるとともに、 財団法人不動産流通近代化センターで宅地建 物取引主任者の講師を務めたり、不動産コンサ ルティング技能試験を担当したり、東日本不動産 流通機構の監事に就任するなど不動産業界に おいて法律家として多くの役割を果たしてきました。 これらの分野全体に対して多くの経験があります。

不動産取引

不動産取引の現場における債務不履行、瑕疵 担保責任、重要事項説明義務、手付け解除、契 約締結上の過失、境界確定、これらの問題につ いては、弁護士登録以来、毎年多くの相談、紛争 解決、訴訟に関与してきました。また、不動産取引 の典型的な契約書の作成とともに、仮処分、仮 差押、負担付の物件の特殊な売買契約の作成、 なども得意分野です。

デヴェロッパー、ゼネコン、住宅メーカー等の 会社のコンプライアンス

宅地建物取引業法の行政法規部分、建築基 準法、建設業法、建築士法、等行政法規の解釈、 会社の内部体制構築の指導、等

建築関係

施主と請負人の建築請負契約に関する紛争、 建築上の瑕疵がある物件の取引契約に関する 紛争、建築における建築主・請負人と近隣住民と の紛争、等

借地借家関係

サブリース契約、定期借家契約、借地借家法 32条の賃料増減額請求権、借地借家契約の 解除、借地と底地の変換、建物明け渡し請求事 件、等

都市再開発

マンションの管理・建替え

不動産競売 共有物の分割

<相続·遺言関係>

相続・遺言については、多くの金融機関、税理士、 フィナンシャルプランナー等との連携や紹介、協力 関係があり、多くの事件を処理しています。また、中 小企業庁の事業承継協議会の理事も務めています。

相続紛争

遺産分割協議、遺産分割調停・審判、遺留分 減殺請求、遺言の効力をめぐる訴訟、相続人不 存在の管理人申立、縁故者への分与、等

遺言·相続対策

遺言の作成、相続対策、中小企業の事業承 継対策、相続人調査、等

遺言の執行

シティユーワ法律事務所のご案内



シティユーワ法律事務所は、

国内と国際、紛争解決と紛争予防、会社と個人、 民事と刑事、そして多様な専門分野に 対応できる総合事務所です。

シティユーワ法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル(受付7F) Tel 03-6212-5500(代表) Fax 03-6212-5700 URL http://www.city-yuwa.com/



- ・東京メトロ千代田線「二重橋前駅」4番出口から0分
- ・東京メトロ丸ノ内線「東京駅」から約4分
- ・JR「東京駅」丸の内南口から約4分
- ・お壕にそった(日比谷通り沿い)の茶色のビルです。